

335-D地区 緊急援助資金規定

《名称並びに目的》

第1条 緊急災害 その他 応急援助のため、地区内ライオンズクラブ拠出金をもって緊急援助資金を設ける。(以下、資金という)

《資金の調達》

第2条 今後の資金には、地区剰余金、地区内各クラブ指定拠出金 及び 個人の指定寄附金、その他を繰り入れる。

第3条 資金から生ずる利息は、資金に繰り入れる。

《援助の対象》

第4条 援助の対象は、災害援助法を適用された、335-D地区内の災害並びに、これに準ずる応急援助の必要を認めた事項について、ゾーン・チェアパーソンの発案により 335-D地区基金委員会の決議により採択する。

第5条 地区外の災害については、335-D地区基金委員会協議の上、その都度 決定する。

《委員の構成》

第6条 335-D地区基金委員会は地区ガバナー・キャビネット幹事・キャビネット会計、アラート委員長 及び 前・元ガバナー5名(各リジョンより1名)による計8名により構成される。

1R L 小林 聡 2R L 増本 盛美 3R L 松井 精史
4R L 江草 長史 5R L 白山 慶三

《保管》

第7条 この基金は、キャビネット会計により保管される。

《施行及び改廃》

第8条 この規定は、2021年7月1日より施行する。

キャビネット会議(準備会議等含む)に出席した構成員の過半数による決定をもって改廃することができる。